

## 議題 1 制度改革に向けた要望について

## はじめに（制度改正の必要性）

- 生活保護制度は、昭和25（1950）年に発足し、平成25（2013）年に制度発足以来初の本格的な見直しがなされ、続いて、平成30（2018）年に制度の見直しが行われた。
- 改正内容には、これまで本市が提案・要望を行ってきたものが数多く盛り込まれたところであり、本市は改正された法に基づき、保護の適正実施と適正化に取り組んできた。
- しかしながら、改正内容に盛り込まれなかった要望事項や、改正が不十分な事項があることから、今後も引き続き制度の改正が必要であると考えている。
- 平成27（2015）年に新設された生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との有機的な連携について、法改正時の附帯決議に盛り込まれ、今般のコロナ禍において、両制度の連携の必要性を認識したところである。
- 以上のことを踏まえ、このたび本市としての生活保護制度の改正に向けた項目の整理を行い、あらゆる機会を通じて国に対して制度改正の提案・要望を実施していく。

# 要望の概要

## ①生活保護費のあり方

- 給与や年金などの様に一括して支給（ワンバスケット）する制度への改正
- 医療費等の一部自己負担の導入

## ②最後のセーフティネットとしての役割を果たすために

- 高齢者向けの新たな生活保障制度の創設

## ③生活保護の適正化

- 不正受給対策の推進に向けた福祉事務所の調査権限のさらなる強化

## ①生活保護費のあり方 ～自らの選択により支出する仕組みの構築～

### ○ 生活保護費に関する本市の考えと現行制度の課題

- ・ 最低限度の生活の実現には、個人の選択的消費を可能としたうえで、ある程度の臨時的支出にも対応できることが必要
- ・ 現行の生活保護制度は、扶助ごとに算定され、用途を超えてやりくりすることは想定されていない
- ・ 「2016家庭生活実態及び生活意識に関する調査」では、「急な出費への対応ができない」と回答した割合が、一般世帯が26.0%であるのに対し、生活保護世帯は80.1%（厚生労働省2019）

⇒ **臨時の支出に備える行動が身につきにくく、自律した生活の実現につながらない**

### ○ 要望

- 生活扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助については、**給与や年金などのように一括して支給する制度（ワンバスケット）**とする
- 併せて医療扶助や介護扶助には**一部自己負担を導入**することで、「相応の負担」等、自立後の「普通の生活」における金銭感覚を持てる仕組みとする
- その際には、**最低生活費を保障できる給付方法の仕組みの構築**が必要となる

## ②最後のセーフティネットとしての役割を果たすために

～高齢者向けの新たな生活保障制度の創設～

### ○ 生活保護を受給する高齢者世帯の現状

- ・ 本市の被保護世帯は減少傾向にあるが、高齢者世帯は増加傾向にあり、約6割を占める
- ・ 高齢者世帯の保護開始理由の第一位は、「預貯金の減少・喪失」
- ・ 高齢になってから保護の申請に至っている

### 国民年金と最低生活費の比較

年金種別	月額
老齢基礎年金	70,105円*
障害基礎年金（2級）	70,105円*

生活扶助（冬季加算5/12含む）	月額
居宅65～69歳	79,510円
居宅70～74歳	76,850円
居宅75歳～	74,530円

\* 年金生活者支援給付金（所得の少ない年金生活者に2019(令和元)年10月から月額5,030円支給）を含む

⇒ 高齢者世帯にとって生活保護は年金の補完制度となっている側面があり、経済的支援のみを必要とするケースが一定数存在する

## ○ 高齢者世帯が生活保護受給に至る状況

### 【データ抽出条件】

- ① 保護の申請日が平成28年度、平成30年度、令和2年度の3か年で、世帯主が60歳以上の世帯
- ② 生活保護の開始理由が「預貯金の減少・喪失」の世帯

### 【調査結果】n=2,721

		平成28年度	平成30年度	令和2年度
単身率		85.2%	87.1%	88.1%
男女比		51:49	50:50	49:51
申請年齢	男性	71.5歳	72.2歳	71.9歳
	女性	77.3歳	78.3歳	78.2歳
	男女差	5.8歳	6.1歳	6.3歳

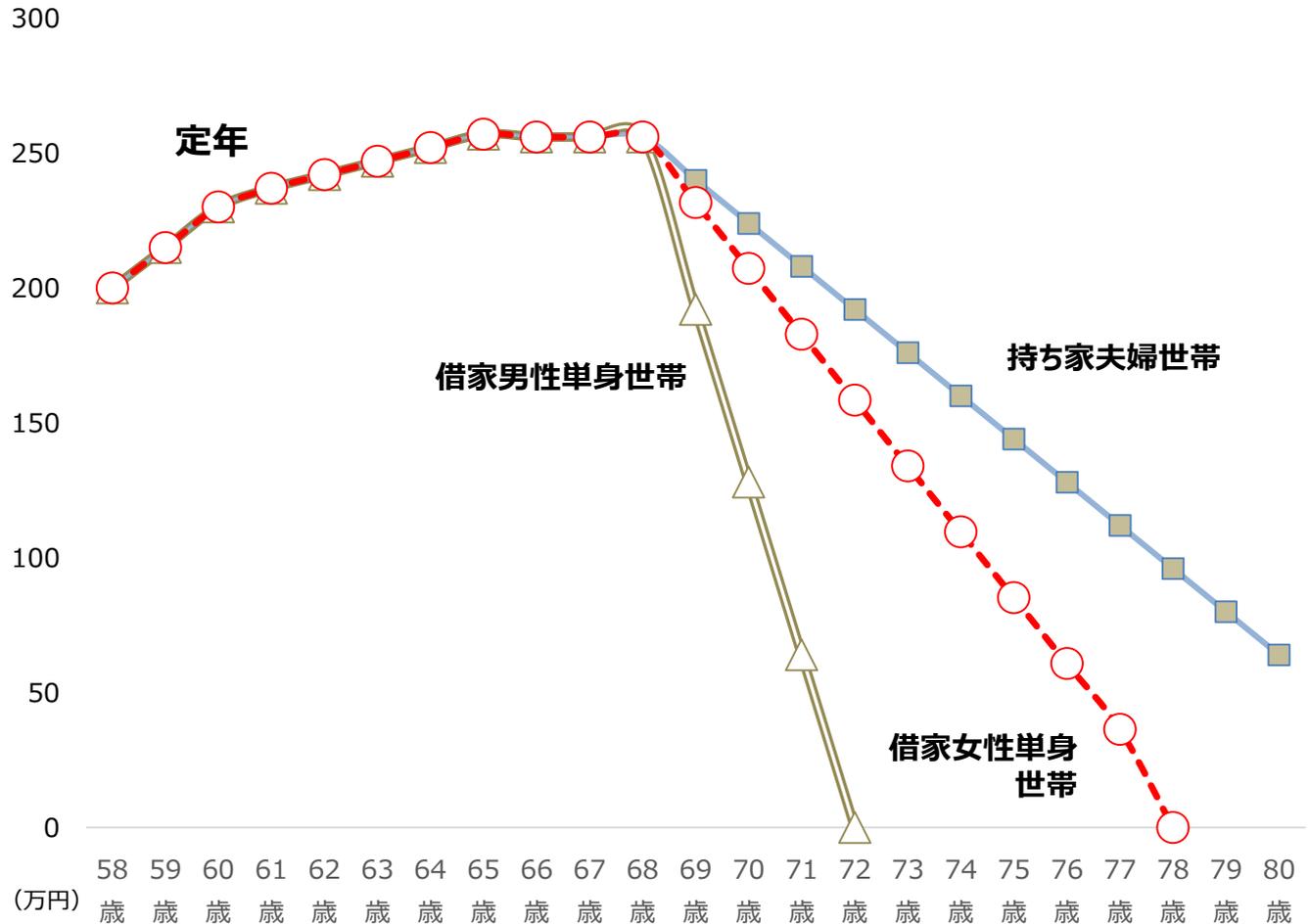
- ・ 開始時の単身率は8割を超え、年々比率が増加
- ・ 男女比は、ほぼ同数
- ・ 男性高齢者の平均申請年齢は72歳（賃貸住宅に居住されている方が多い）
- ・ 女性高齢者の平均申請年齢は78歳（市営住宅に居住されている方が多い）

## ○ 高齢者世帯の預金額の推移（仮説）

① 高齢者世帯は、就業している場合は貯蓄し、**非就業の場合は月額1.37万円ずつ資産を取り崩す**（中澤他 2015）

② 全国の持ち家率は70歳以上で8割を超えるが被保護高齢者世帯の持ち家率は3.3%

③ 借家世帯は、持ち家世帯に比べて**約3倍のスピードで資産が減少**すると仮定



⇒ 借家の生活困窮者世帯に家賃相当額を扶助することで、生活保護に至らず、これまでの生活を維持することが可能となる

## ○ 要望

- 現行の生活保護制度の枠組みとは異なる高齢者向けの**新たな生活保障制度**の創設  
例えば、生活保護に至る前段階の支援策として、借家に暮らす65歳以上の高齢者のうち、少額の預金又は少額年金である生活困窮者に対し、家賃相当額を支給するなど

### <制度創設の効用>

- ・ 生活保護に至る前の段階で公的支援の窓口につながる
- ・ 行政の窓口に一度つながることで、その後の支援につながりやすくなる

⇒ **生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との有機的な連携**が可能

- ・ **高齢期における居住の安定の確保などで、現役世代に形成した年金や預金を活用し、これまでの親族や知人との関係を継続しながら自律的に暮らすことが可能**

(参考) 平成30年の法改正時の附帯決議

#### 【衆議院厚生労働委員会】

・経済的に困窮する単身者や高齢者の増加、生活保護受給世帯の半数以上を高齢者世帯が占める現状等を踏まえ、**一般の年金受給者との公平性にも留意**しつつ、**高齢者に対する支援の在り方**を含め、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度**全体の見直しに係る検討**を行うこと。

#### 【参議院厚生労働委員会】

・経済的に困窮する**単身者や年金だけでは最低限度の生活を維持できない高齢者の数が増加**し、生活保護受給世帯の半数以上を高齢者世帯が占めるに至った現状を踏まえ、**単身者や高齢者に対する支援の在り方**や、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度それぞれの**理念や目的の達成を確保**する観点から**両制度の有機的な連携の在り方**を含め、**制度全体の見直しに係る検討**を行うこと。

### ③生活保護の適正化

#### ○ 現状

##### 【不正受給対策】

- ・ 生活保護の適正実施のために資料提供等の依頼を行う場合において、官公署などには回答義務が課されているが、民間事業者には回答義務がないため、保護に必要な調査が十分に行えない事例がある。
- ・ 中でも適正実施に向けて重要な調査となる資産及び収入に関する調査にあたっては、悉皆調査が不可能であるため、主に居住地等の近隣にある金融機関に対して照会を行っている。⇒被保護者が保有する全ての口座を把握できていない可能性がある。

#### ○ 要望

- 不正受給対策を推進するため、民間事業者に対しても回答義務を課すなど福祉事務所の調査権限のさらなる強化が必要
- 金融機関への資産調査については、例えば、全国銀行協会に照会の窓口を一本化し、同協会に回答義務を課すことで、効率的に悉皆調査が可能となる仕組みの検討を行う